

2023 年 4 月 25 日（火）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、鹿又
電話 0569-21-8111(代表)
内線 262、265
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、荒木
内線 3050、3057
ダイヤルイン 052-954-6225

半田市における土壌汚染について

かみやてつこう
神谷鉄工株式会社(半田市)が、半田市内の同社管理地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

神谷鉄工株式会社

(2) 報告年月日

2023 年 4 月 25 日（火）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県半田市はちけんちょう八軒町106 番及び 107 番の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
六価クロム 化合物	0.056mg/L (1.1 倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m	1 / 102
ほう素及び その化合物	1.9mg/L (1.9 倍) ^{注1}	1.0mg/L 以下	0～0.5m	3 / 102

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	1,000mg/kg (6.7倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～0.5m	1／102

注1：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリング等を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

また、周辺の飲用井戸を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

神谷鉄工株式会社

住所 愛知県半田市八軒町120番地

電話 0569-22-7811

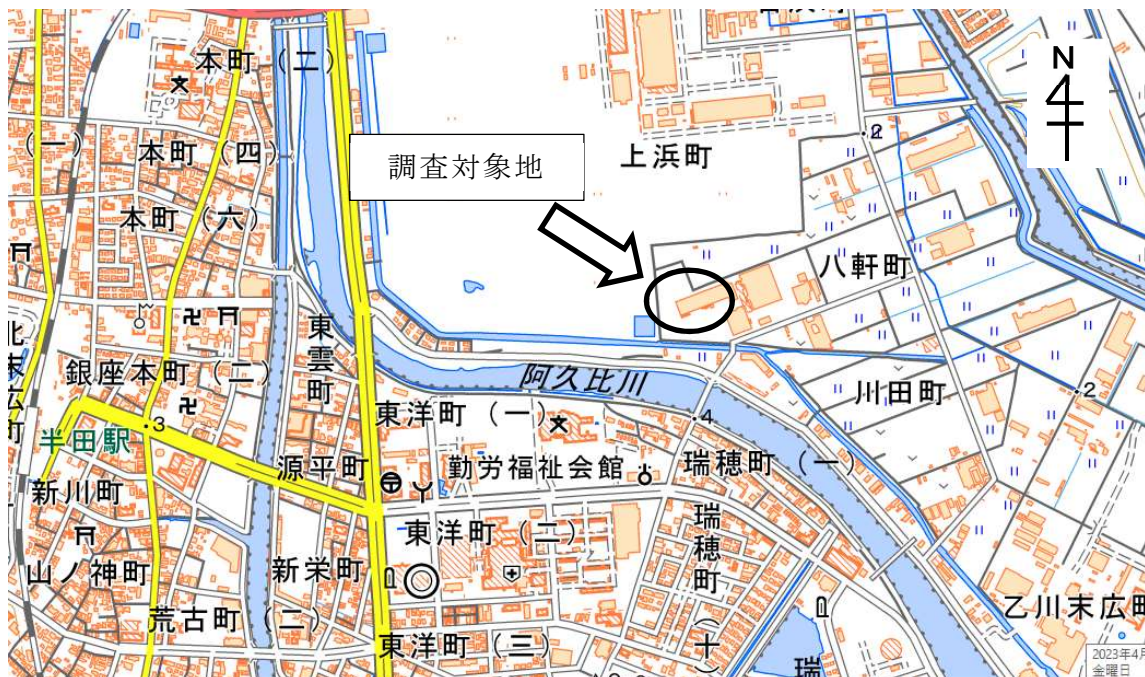
4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

8,889.54 m²

(2) 調査対象地の利用状況

対象地は、昭和52年から令和3年8月まで製瓦工場として利用されていました。鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物の使用等が確認されています。また、過去に六価クロム化合物を取り扱っていた可能性があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 gとされています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)